

<事象検証>ひるがの高原SA清掃員(熱中症) 事象 (1) メンテ名古屋 2013. 8. 19

NEXCO

■月日 平成25年8月18日(日) 15:15頃

■場所 東海北陸道 ひるがの高原SA(上)

■関係者 [REDACTED] [REDACTED]

■時系列

15:30 現場責任者([REDACTED]氏)から管制センターに救急車の要請(申し出により)

15:35 管制センターより[REDACTED]HSC[REDACTED]当番課長に連絡

「ひるがのの清掃員が熱中症のような症状により、救急車要請中。情報共有で連絡有。詳細は全く不明」

15:50 [REDACTED]氏に確認。([REDACTED]当番課長)

<救急車にて本人は搬送済み>

「[REDACTED]氏他4名清掃員がおり、清掃時間をずらすなど配慮を要請。その後、作業休止しているとのこと」

15:55 [REDACTED]に確認。([REDACTED]当番課長)

「15:15頃清掃員が作業中、めまいと嘔吐したため、救急車要請」

16:25 全作業員・ガードマンに「管内の作業員が熱中症になった。注意喚起」連絡 (参考)ひるがの高原SA [REDACTED]関係者

★16:30 道路管制センターメール

16:50 メンテ [REDACTED] であることが判明(HSC内で確認の結果)

(熱中症の疑い) [REDACTED]、契約清掃員

16:58 [REDACTED]当番課長からメンテ [REDACTED] 所長、[REDACTED] 課長に連絡

18:00 付添いの [REDACTED] 氏から連絡 ([REDACTED] 当番課長、メンテ)

「作業箇所は駐車場ゴミ拾い、ゴミ箱ごみ回収

その後、気分が悪くなり、申し出の上、救急車搬送要請

搬送先の病院([REDACTED]病院)で酸素マスクをつけ処置」

★17:41 道路管制センターメール

[REDACTED]関係者として報告済み事案ですが
ネクスコ請負メンテ関係者であることが判明

19:00 付添いの [REDACTED] より連絡。([REDACTED] 当番課長、メンテ)

「診断結果は熱中症。合併症の疑いも含めレントゲン検査の結果。異常無し。本人の意識もしっかりしているが、18日は入院」(19日 急性腸炎と診断されたが病状が回復し19日退院予定)

<事象検証> [REDACTED] +紀勢線([REDACTED])

1) [REDACTED]関係者に、熱中症等「現場で早期確認し救急車」手配のメンテ方針の周知徹底(事業第一部再度確認)

2) <重点改繕事項> [REDACTED]からメンテ [REDACTED] 事業所への第一報告NO(次項に再度検証)



ひるがの高原SA清掃員(熱中症) 事象 (2)



■当日の状況

- ①当日のごみ箱の回収・域内清掃は、3名で実施中
(本人の勤務形態は7時～15時、他の2名は9時～17時、13時～20時)
- ②作業は、ごみ箱のごみの回収⇒作業所内でのごみの分別を行っていた。
- ③休憩は、12時～13時(昼休憩)及び作業所内で適宜行っていた。
- ④作業所には、大型の扇風機が1台あり、当日も使用していた。
- ⑤水分補給は本人の持参した水筒で行っていた
- ⑥熱中症対策は、塩飴を■■■■■■■■■■から配布されていた
- ⑦当日は、午前中は異常がなく、昼から下痢がひどくなり熱中症になったと思われる
(急性腸炎に先になり、その後熱中症になった可能性が高い)

■今後の対策

- ①今回の事象を踏まえ、熱中症に対する安全会議を8月19日14時から実施(エリア清掃作業員含む)
- ②熱中症の認識に対する再教育の実施
 - ・水分補給
 - ・こまめな休憩
 - ・対処方法
- ③熱中症応急キット等の配布

■ <今回見直し>「熱中症・現場での事故(ケガ等の事象対応)」

<■■■■作業における連絡体制> <危機管理体制の確立【メンテ名古屋版】>

<連絡体制>

■■■■が担当するトイレ清掃業務等において、作業員が**疾病(熱中症)、ケガ等に遭遇した場合の連絡体制について徹底**を図る。

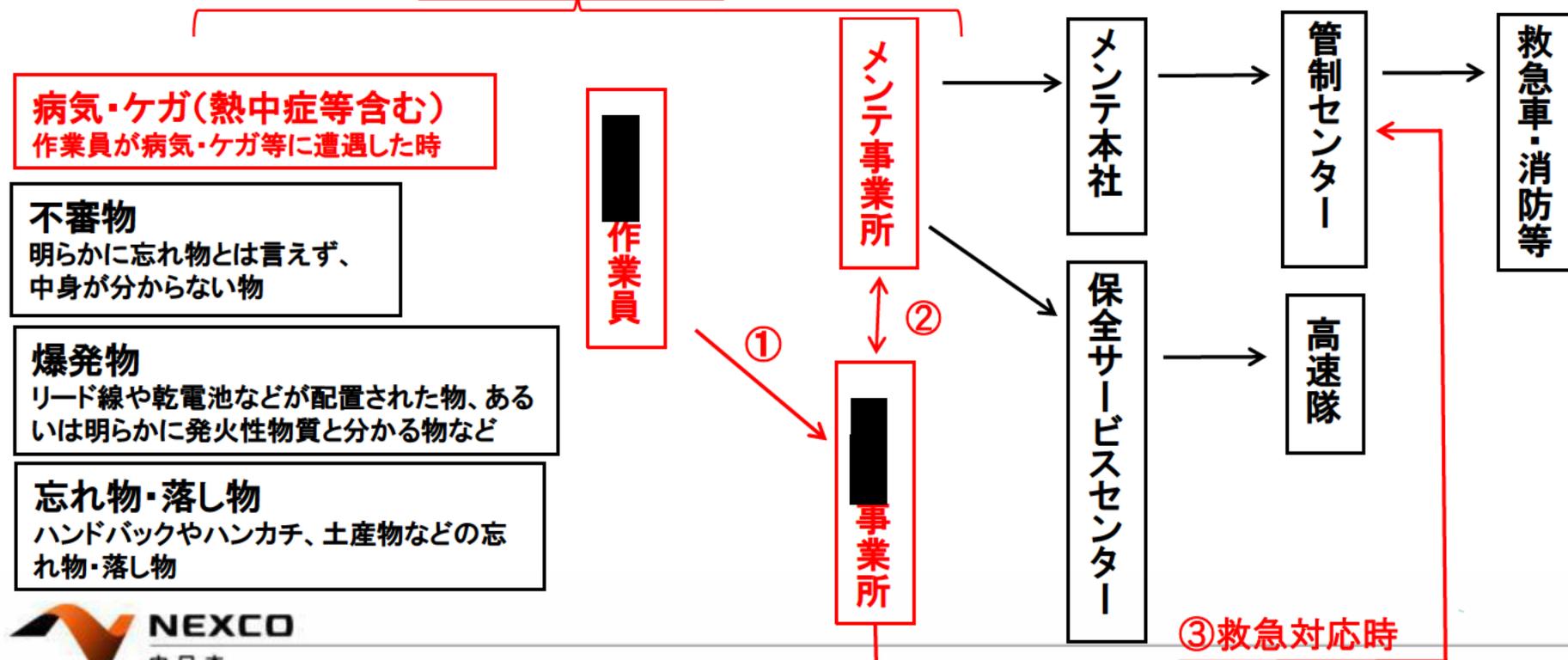
<通報経路>

下記のとおり、事象発生の場合、現場からはメンテ・■■■■事業所への連絡を徹底する。①、②の徹底を図る。

③■■■■事業所は管制センターへの通報を確実にを行うことを徹底する。(救急対応時)

<再度確認>メンテ各事業所長は、①連絡体制体系を現場掲示・携帯電話再度周知徹底する。

今回の対象範囲



■「不審物発見等の連絡体制」＜メンテ名古屋基本版＞

＜危機管理体制の確立＞ 「発見の連絡体制について」



＜発見の連絡体制＞

メンテが担当するトイレ清掃業務等において、不審物等が発見された場合の連絡体制について徹底を図る。

＜通報経路＞

下記のとおり、①を徹底し、SA休憩施設(コンシェルジュ配置)の営業時間内においては②も対応する。

＜再度確認＞メンテ各事業所長は、①連絡体制体系を現場掲示・携帯電話再度周知徹底する。

